

令和2年第3回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和2年3月31日（火） 午後1時40分			
出席委員 （19名）	1 番 今吉 耕己	2 番 今川 芳信	3 番 二月田 努	4 番 間世田 恵
	5 番 西代 秀子	6 番 岡村 勝敏	7 番 中村 優志	8 番 松下 さえ子
	9 番 山之内 悟	10 番 中園 真一	11 番 長崎 恵里子	12 番 田代 一友
	13 番 今吉 藤雄	14 番 笹峯 久雄	15 番 大山 茂美	16 番 今村 浩一
	17 番 東鶴 昭雄	18 番 常盤 信一	19 番 槐島 睦夫	
欠席委員 （名）	番			
事務局 振興農地グループ	事務局長 内田 大作	グループ長 富久 亮二	サブリーダー 福田 智和	
	主 査 有村 真一	主 査 山下 良太	主任主事 長友 藍子	
	主任主事 水迫 時巳			
議事日程	<p>「諸般の報告」「事務局報告」</p> <p>1 「農地利用変更届」について</p> <p>2 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について</p> <p>3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>4 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の許可決定」について</p> <p>5 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>6 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について</p>			

開会 午後1時40分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長）	それでは令和2年第3回霧島市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席農業委員は19名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立しております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	〔事務局より議案の修正等を報告〕
議長（会長）	次に議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員を議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしの声がございましたので、本日の議事録署名委員は9番委員と12番委員の両名を指名いたします。よろしく願いいたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	事務局報告が終わりました。それではさっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

議長（会長）	議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更に係る届出が1件提出されましたので審議を求めます。この案件は、議事参与の制限にあたりますので、3番委員は退席をお願いいたします。
	〔3番委員退席〕
議長（会長）	それでは溝辺の1について、調査委員の意見報告を求めます。溝辺の1を13番委員。
13番委員	1番。届出地は竹山ダムの北東に位置しており、現況は畑である。利用変更目的は、畑として利用するものである。工事内容は盛土を1.5mするものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われます。以上です。

議長（会長）	調査委員による報告が終わりました。これより質疑に入ります。ただ今の報告についてご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届」の溝辺の1については、受理することにご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議ございませんので、本案件は受理することに決定いたしました。それでは議事参与の制限に伴う審議が終了いたしましたので、3番委員の退席を解きます。着席してください。
	〔3番委員着席〕
議長（会長）	3番委員に報告いたします。只今、議事参与の制限に伴う案件は、受理することに決定されたのでお伝えいたします。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）の意見決定」について

議長（会長）	次に議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転7件、利用権設定86件、中間管理権の設定19件の合計112件について、市長より意見を求められております。また、農地法第18条6項の解約通知が14件提出されております。なお、18ページの11番は、重複のため削除いたしますので、利用権設定は85件、合計は111件となります。これらにつきましては、各地域で開催されました農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	はい、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画の意見決定につきまして報告いたします。農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転7件、筆数16筆、面積33,611㎡、利用権設定85件、筆数146筆、面積281,761㎡、中間管理権の設定19件、筆数22筆、面積71,822㎡このことにつきまして、現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	ご苦労さまでした。ただ今の報告について、ご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	なしという声がありましたので、質疑を終了いたします。ただ今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのことです。お諮りいたします。議案第2号農用地利用集積計画の意見決定については、全件承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって本案件は全件承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請の所有権移転が12件提出されております。所有権移転の内訳は、売買9件、贈与3件となっておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の意見報告を求めます。まず国分の1を9番委員。
9番委員	1番を報告いたします。申請地は福山のため、現地調査は会長にお願いいたしました。申請地は牧之原保育園の南西に位置し、現況は畑である。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,188㎡で下限面積要件を満たして

	いる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に、国分の2を16番委員。
16番委員	2番です。現地調査は4番委員にお願いいたしました。申請地は持松一区公民館の南東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,775㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分の3と4を18番委員。
18番委員	3番と4番を続けて報告します。3番です。申請地は敷根地区公民館の北西に位置し、現況は田である。申請地には※※さんが令和5年4月までの使用収益権を設定している。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は10,005㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。 次に4番を報告いたします。申請地は上之段地区公民館の南東と南に位置し、現況は田と畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は32,518㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に溝辺の5と6を13番委員。
13番委員	5番。申請地は下有川公民館の東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は25,872㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 6番。申請地は瀬間利公民館の北東に位置し、現況は畑である。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は10,613㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、横川の7を17番委員。
17番委員	7番。申請地は床波活性化センターの南に位置し現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は10,020㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園の8を4番委員。
4番委員	8番を報告いたします。現地調査は11番委員にさせていただきました。申請地は牧園アリーナの南に位置し、現況は畑である。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時

	従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は19,271㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で終わります。
議長（会長）	次に、霧島の9を10番委員。
10番委員	9番。申請地は栢田自治公民館の東に位置し、現況は畑である。申請地には園田さんが令和5年8月までの使用収益権を設定している。なお、今回の申請にあたって解約通知が提出されている。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は23,623㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人の10を7番委員。
7番委員	10番を報告いたします。申請地は沢馬場公民館の北西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は13,091㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人の11を5番委員。
5番委員	11番を報告いたします。申請地の現地調査は会長にいただきました。申請地は牧ノ中公民館の南に位置し、現況は田と畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は23,611㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、福山の12を19番委員に代わり5番委員。
5番委員	12番を代読いたします。申請地は福山総合支所の東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は10,161㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。ただ今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、全件許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。

△ 議案第4号 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に議案第4号「農地法第5条の農地転用事業計画変更承認申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請が5件提出されましたので審議を求めます。それでは、
--------	---

	調査委員の意見報告を求めます。国分の1を2番委員。
2番委員	1番。申請地は京セラ国分工場の北に位置し、現況は田である。転用目的は貸駐車場を建設するものである。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われます。以上です。
議長（会長）	次に、国分の2を9番委員。
9番委員	2番について報告いたします。申請地は正覚寺公園の南に位置し、現況は不耕作地である。転用目的は共同住宅1棟を建設するものである。農地区分は2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。用排水路等については、周囲に農地はないため特に問題はないと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われます。以上です。
議長（会長）	次に、国分の3を16番委員。
16番委員	3番です。申請地は鹿児島第一高校の北東に位置し、現況は田である。転用目的は宅地分譲9区画を建設するものである。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。周囲の農地の用水路、排水路は確保されている。家庭用排水は、浄化槽を通じて既存水路に流す計画のため問題ないと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われます。以上です。
議長（会長）	次に、隼人の4と5を5番委員。
5番委員	4番と5番を続けて報告いたします。まず4番です。申請地は馬場公民館の南に位置し、現況は不耕作地である。転用目的は共同住宅2棟と駐車場を建設するものである。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。家庭用排水は浄化槽を通じて既設側溝に流す計画のため問題ないと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われます。 次に5番を報告いたします。申請地は小田中央公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。転用目的は建売住宅2棟を建設するものである。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。家庭用排水は浄化槽を通じて既設側溝に流す計画のため問題ないと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われます。以上です。
議長（会長）	調査委員からの意見報告が終わりました。ただ今の報告についてご意見・ご質疑はありますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農地法第5条の農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」については、全件承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は、全件承認することに決定いたしました。
△ 議案第5号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について	
議長（会長）	次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が6件提出されましたので、この処分について審議を求めます。なお、福山の6については、議事参与の制限に当たりますので、別途審

	議いたします。それでは、調査委員の意見報告を求めます。国分の1を4番委員。
4番委員	1番を報告いたします。申請地は国分南中学校の南に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は共同住宅と駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、福山の2を2番委員。
2番委員	2番。申請地は内場集落センターの南に位置し、現況は牛舎と畑である。なお、平成26年頃一部を牛舎にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当すると思われる。転用目的は牛舎2棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上。
議長（会長）	次に、国分の3と4を9番委員。
9番委員	3番と4番を続けて報告いたします。3番です。申請地は野口公民館の西に位置し、現況は宅地である。なお、平成11年8月頃宅地にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅と倉庫を建築するものである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 次に4番を報告いたします。申請地は国分インターチェンジの東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。転用目的は資材置場を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に、隼人の5を5番委員。
5番委員	5番を報告いたします。申請地は新川公民館の東に位置し、現況は造成地である。なお、昭和59年頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場にするものであり、既に実行されている。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。ただ今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」については、福山の6を除き、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は、福山の6を除き許可することに決定いたしました。つきましては、4月9日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。次に福山の6を審議いたします。この案件の議事参与の制限の対象は議長でありますので、職務代理者の5番委員と議長を交代いたします。5番委員、よろしく願いいたします
	〔議長交代〕

議長(職務代理人)	只今、議長をおおせつかりました。大変不慣れではございますが、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。それでは福山の6を審議いたします。槐島会長は退席をお願いします。
	[会長退席]
議長(職務代理人)	それでは、調査委員の意見報告を求めます。福山の6について、15番委員。
15番委員	6番を報告いたします。申請地は比曾木野体育館の北に位置し、現況は牛舎である。なお、年月日不詳で父親の代に牛舎にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は牛舎を建設するものであり、既に建設済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長(職務代理人)	ただ今、調査委員からの意見報告が終わりました。ただ今の報告について、ご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(職務代理人)	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」についての福山の6は、「許可」することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員賛成]
議長(職務代理人)	全員賛成であります。よって、福山の6は許可することに決定いたしました。それでは議事参与の制限に伴う審議が終了いたしましたので、槐島会長の退席を解きます。
	[会長着席]
議長(職務代理人)	槐島会長に報告いたします。只今の議事参与の制限に伴う案件は、許可することに決定されました。それでは私はここで議長を退任し、槐島会長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。
	[議長交代]
議長(会長)	ありがとうございました。それでは引き続き、議事を進めてまいります。

△ 議案第6号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長(会長)	次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が26件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。国分の1と2を2番委員。
2番委員	1番。申請地は山元公民館の北に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 2番。申請地は敷根公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上。
議長(会長)	次に国分の3と4を4番委員。
4番委員	3番と4番を続けて報告いたします。3番です。申請地は下井公民館の北東に位置し、現況は田と不耕作地である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は建売住

	<p>宅7棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>4番。申請地は下井公民館の西に位置し、現況は雑種地である。なお、平成25年頃造成地にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。</p> <p>隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上で終わります。</p>
議長（会長）	次に溝辺の5から牧園の7までを6番委員。
6番委員	<p>5番から7番まで続けて報告いたします。まず5番。申請地は三縄地区自治公民館の南に位置し、現況は畑である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p> <p>続きまして6番です。申請地は正牟田活性化センターの東に位置し、現況は畑である。農地区分は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当すると思われる。転用目的は牛舎、堆肥舎、管理棟、ロール置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして7番です。申請地は大茶樹公園の北に位置し、現況は農業用倉庫である。なお、昭和59年頃農業倉庫にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当すると思われる。転用目的は農業用倉庫を建築するものであり、すでに実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に隼人の8と国分の9を2番委員。
2番委員	<p>8番。申請地は湯田公民館の東に位置し、現況は畑である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>9番。申請地は京セラ国分工場の北に位置し、現況は田である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。また、隣接する5条申請地435㎡を一体利用するもので、全体計画面積は608㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上。</p>
議長（会長）	次に国分の10から15まで9番委員。
9番委員	10番から15番を続けて報告させていただきます。10番です。申請地は国分高校の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地に



	<p>については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして11番を報告いたします。</p> <p>申請地は国分高校の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲4区画を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に12番を報告いたします。申請地は正覚寺公園の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は共同住宅1棟を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に13番を報告いたします。申請地は野口公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に14番を報告いたします。申請地は国分シルバー人材センターの西に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅2棟を建築するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に15番を報告いたします。申請地は国分インターチェンジの北に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅3棟を建築するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	国分の16と17を16番委員。
16番委員	<p>16番と17番を続けて報告申し上げます。まず16番です。申請地は鹿児島第一高校の北東に位置し、現況は田である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲5区画を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。また、隣接地の5条申請地1,077㎡を一体利用するもので、全体計画面積は2,732㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に17番を報告いたします。申請地は国分駅の北西に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅5棟を建築するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に溝辺の18を1番委員。
1番委員	18番を報告いたします。申請地は陵南中学校の西に位置しており、現況は不耕作地である。農

	地区区分は3種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に横川の19を6番委員。
6番委員	19番を報告いたします。申請地は横川小学校の東に位置し、現況は畑である。農地区区分は2種農地の500m以内農地に該当すると思われる。転用目的は資材搬入路を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。一時転用の期間は、令和2年4月9日から令和4年10月22日迄で、一時転用終了後は、農地へ還元する計画のため問題はないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に牧園の20を4番委員。
4番委員	20番を報告いたします。申請地は霧島高原乗馬クラブの北に位置し、現況は不耕作地である。農地区区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地の山林、原野を一体利用するもので、全体計画面積は6,320㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に牧園の21を11番委員。
11番委員	21番を報告いたします。申請地は牧園総合支所の西に位置し、現況は田である。農地区区分は2種農地の500m以内農地に該当すると思われる。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に隼人の22から25までを5番委員。
5番委員	<p>22番を報告いたします。申請地は馬場公民館の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は共同住宅2棟と駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地の山林・原野543㎡を一体利用するもので、全体計画面積は1,775㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に23番を報告いたします。申請地は里中下公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>24番を報告いたします。申請地は小田中央公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅2棟を建築するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。また、隣接する5条許可地の430㎡を一体利用するもので、全体計画面積は532㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p>

	25番です。申請地は人権啓発センターの南東に位置しており、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。終わります。
議長（会長）	次に単人の26を8番委員。
8番委員	26番を報告いたします。申請地は津曲公民館の西に位置しており、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅2棟を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。また、隣接地の宅地56㎡を一体利用するもので、全体計画面積は902㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。調査委員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定については、全件許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は全件許可することに決定いたしました。つきましては、4月9日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。以上で、令和2年第3回定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。次に「その他」はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではないようですので、令和2年第3回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。
事務局長	姿勢を正して下さい。一同、礼。

閉会 午後2時50分

9番

12番

19番